

# 災 害 基 金 規 程

# 災 害 基 金 規 程

## (設 置)

第1条 創立40周年記念事業として、国内で大規模自然災害が発生した場合に被災者を支援するため、社団法人茨城県測量設計業協会災害基金（以下「基金」という。）を設置する。

## (積立額)

第2条 基金に積み立てる額は、創立40周年記念事業積立金からの100万円を原資として、これに次の各号に掲げる金額を積み立てるものとする。

- (1) 基金の運用から生ずる収益
- (2) 会員からの寄付金
- (3) チャリティー募金
- (4) その他

## (管 理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金により保管しなければならない。

## (処 分)

第4条 基金は、国内で大規模自然災害が発生した場合に限り、全部又は一部を処分することができる。

2 基金の処分は、理事会の議決により行い、総会において報告するものとする。

## (その他)

第5条 本規程の改廃は、理事会の議決によって行うものとする。

## 付 則

本規程は、平成22年3月12日から施行する。

本規程は、平成25年4月1日から施行する。